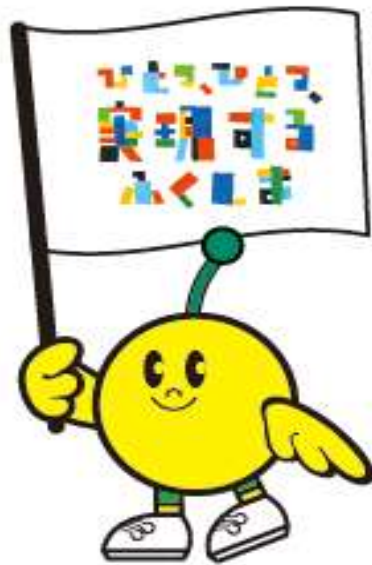


令和3年度

精神保健福祉センター報

第 50 集



キビタン©福島県

福島県精神保健福祉センター

はじめに

こころの健康には、外の光を浴びること、ウォーキングなどの運動など、体を介した刺激の有効性がしばしば指摘されます。たとえば、こうした行動で、睡眠のリズムは整いやすくなります。睡眠は、いわば心と体をつなぐ架け橋ですから、睡眠が整うことで心の状態も整いやすくなります、

うつ病の治療や予防に運動が有効かという点は、はっきりした証拠はまだ得られていないようですが、うつ病で休職したかたが復帰する際には、こころの安定とともに、体力の回復も、復帰後の安定に寄与するように思います。そのほか、運動によって記憶などの認知機能が向上するという報告もありますので、体を介してこころに影響を与える、ということは少なからずあるのかと思います。このようにこころは、体と不可分の側面があり、こころの身体性とも呼ばれます。

こころはコンピュータになぞらえて情報処理機能として位置付けられることもありますが、人間とコンピュータの違いは、まさにここに 있습니다。人間は、体を持って行動する、というところが基本にあり、こころはそれを助ける役割となります。

コロナ禍で、オンラインを利用した在宅勤務などの機会が増え、一方で、コロナ鬱とよばれるような状態も指摘されるようになってきました。そこには生活リズムの乱れなどが影響しているでしょうし、それとともに、人と直接かかわることの減少なども影響しているように思います。今後、SNSなどオンラインでのコミュニケーションはさらに普及していくでしょうが、人々が、単なる情報処理の機械に陥ることなく、感じ、行動する、という原点を失わないことが大切です。

令和4年12月

福島県精神保健福祉センター所長 畑 哲信

目 次

I 精神保健福祉センターの概要

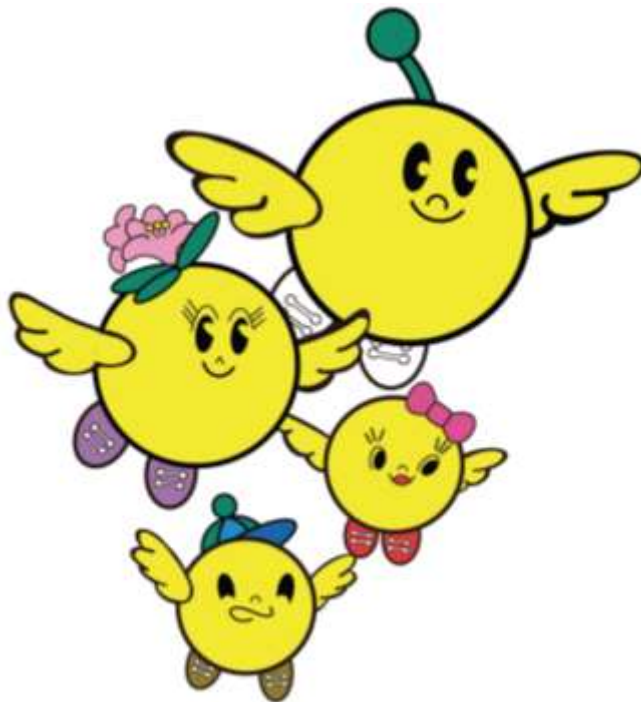
1 沿 革	1
2 施設の現況	1
3 職員の構成	2
4 業務の内容	2

II 業務実績

1 普及啓発	3
2 関係機関職員の教育研修	4
3 技術指導・技術援助	6
4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況	8
5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業	12
6 自殺対策関連事業	14
7 特定相談事業	19
8 薬物関連相談事業	19
9 依存症相談拠点事業	20
10 精神保健福祉協力組織の育成	21
11 福島県精神医療審査会事務	22
12 災害時精神医療体制整備事業	23
13 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認	23

III 参考資料

1 精神科病床を有する病院数、入院患者数	24
2 在院患者数、性・年齢・病類別	24
3 自殺者数の推移	25



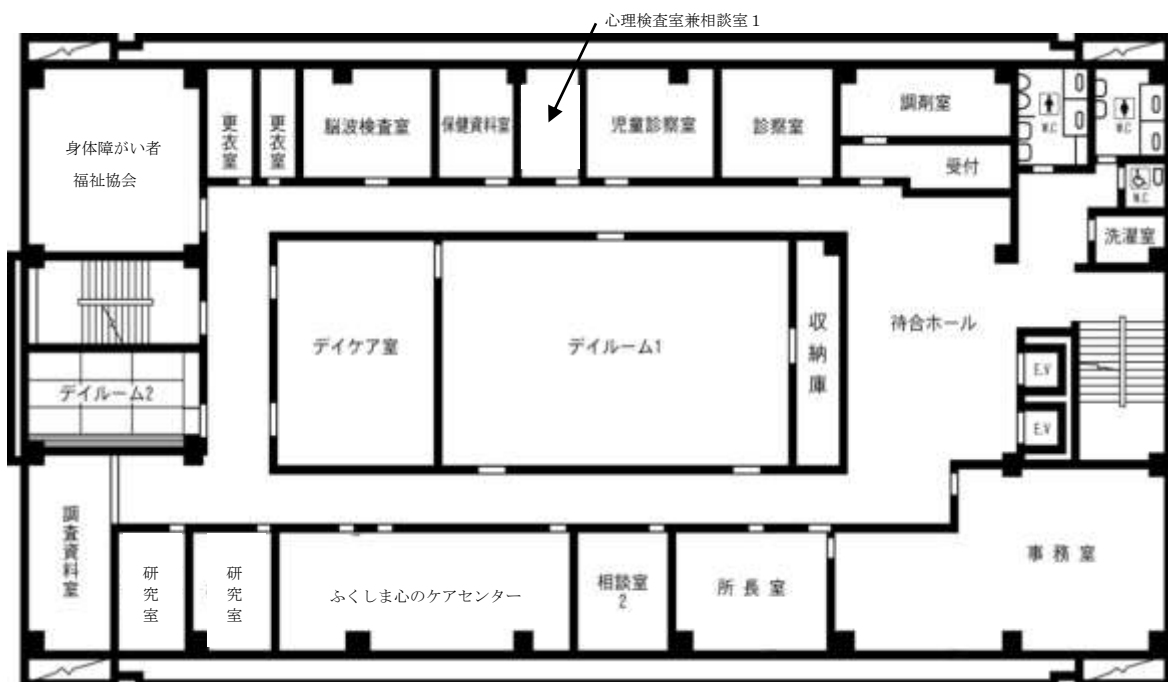
I 精神保健福祉センターの概要

1 沿革

昭和 25 年	精神衛生法制定
昭和 35 年 7 月 1 日	精神衛生相談所を福島保健所（福島市御山町 48）に併設
昭和 39 年	福島県精神衛生相談所条例施行
昭和 40 年	精神衛生法の一部改正
昭和 40 年 6 月 30 日	精神衛生相談所の名称が精神衛生センターに改正
昭和 47 年 4 月 1 日	福島県精神衛生相談所条例が廃止され福島県精神衛生センター条例施行 福島市森合町 10-9 に移転
昭和 62 年	精神衛生法が改正され精神保健法制定
昭和 63 年 7 月 1 日	福島県精神衛生センター条例が一部改正され福島県精神保健センター条例へ 福島県精神衛生センターの名称が福島県精神保健センターに改正
平成 5 年	精神保健法の一部改正 障害者基本法制定
平成 5 年 12 月 13 日	福島県保健衛生合同庁舎（福島市御山町 8-30）に移転
平成 7 年	精神保健法が改正され精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に名称変更
平成 7 年 10 月 13 日	福島県精神保健センター条例が福島県精神保健福祉センター条例へ改正 福島県精神保健センターの名称が福島県精神保健福祉センターに改正
平成 11 年	精神保健福祉法の一部改正
平成 17 年	精神保健福祉法の一部改正 障害者自立支援法の制定
平成 18 年	自殺対策基本法の制定
平成 24 年	障害者自立支援法に代わり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の制定
平成 25 年	精神保健福祉法の一部改正

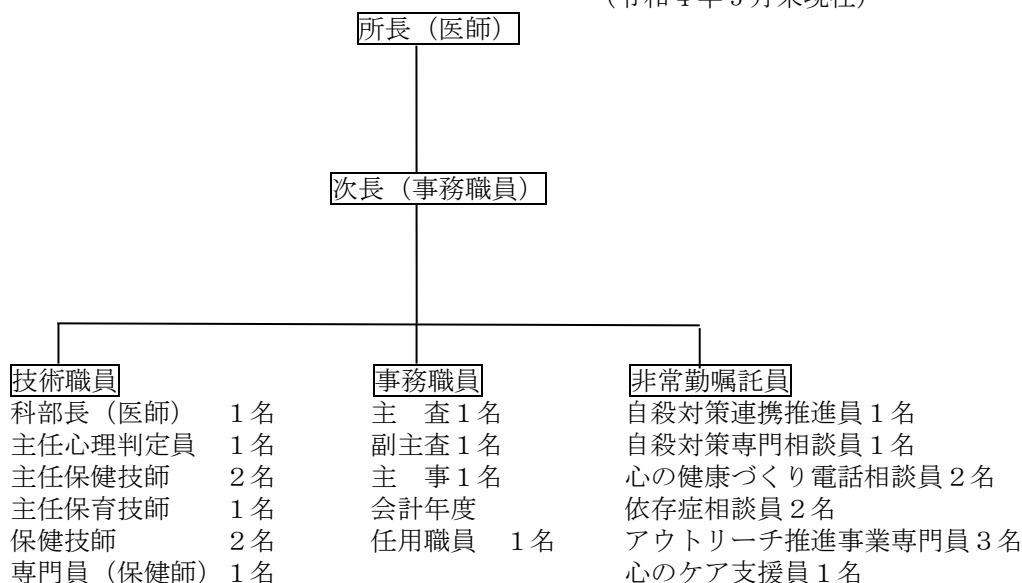
2 施設の現況

- (1) 所在地 〒960-8012 福島市御山町 8 番 30 号 福島県保健衛生合同庁舎 5 階
- (2) 建物 鉄筋コンクリート造、 建面積 813.8 m²（5 階部分）
- (3) 施設完成日 平成 5 年 11 月 24 日、同 12 月 13 日移転



3 職員の構成

(令和4年3月末現在)



4 業務の内容

精神保健福祉センターにおいて行う業務は、次のとおりです。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導並びにこれらに付随する診療に関すること。
- (4) 精神医療審査会の事務に関すること。
- (5) 精神保健福祉法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務に関すること。
- (6) 障害者総合支援法第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。
- (7) 障害者総合支援法第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他の必要な援助を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(福島県精神保健福祉センター条例（昭和47年福島県条例第18号）第3条より）

※ 参照法令

ア 精神保健福祉法第45条第1項(精神障害者保健福祉手帳)

精神障害者(知的障害者を除く。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

イ 障害者総合支援法第52条第1項(自立支援医療費の支給認定)

自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。

ウ 障害者総合支援法第22条(支給要否決定等)

市町村は、障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うに当たり精神保健福祉センター等の意見を聴くことができる。

エ 障害者総合支援法第26条第1項(都道府県による援助等)

都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第19条から第22条まで、第24条及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

Ⅱ 業 務 実 績

1 普及啓発

(1) 研修会等

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
思春期精神保健 セミナー	令和3年8月6日 (金) ZOOM開催	66名	○講演「思春期のネット・ゲーム依存を考える～当事者を支えるためにできること～」 講師 「子どものネットリスク教育研究会」 本間 史祥 先生

(2) 広報等

ア ホームページ

アドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>

ホームページアクセス件数 19,026件/年

イ 精神保健福祉瓦版の発行

発行 計4回、ホームページに掲載

ウ アクション伝言板の発行

発行 月1回 計12回、ホームページに掲載

エ リーフレットの作成配布

自殺対策関連の各種リーフレット等の作成、配布。詳細は自殺対策関連事業のページ参照

2 関係機関職員の教育研修

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
基礎研修	1日目 令和3年6月8日 10:00～14:50 (Webと来所によるハイブリット開催)	50名	①行政説明「福島県の精神保健福祉行政について」 担当者 福島県保健福祉部 障がい福祉課職員 ②講義「個別相談の進め方」 講師 精神保健福祉センター所長 ③「講義・演習「精神保健福祉相談の対応の基本」 講師 一般財団法人 桜ヶ丘病院 精神保健福祉士 菅野 正彦 氏 ④情報提供 アディクション関連事業について 報告者 当センター職員
	2日目 令和3年6月9日 10:00～15:40 (Webと来所によるハイブリット開催)	51名	①講義1「地域で生活を支えるために ー社会資源の活用ー 講師 郡山市障がい者基幹相談支援センター 相談支援専門員 佐藤 清一郎 氏 (ピアサポーターによるリカバリーストーリーの発表あり) ②情報提供 精神障がい者アウトリーチ推進事業 ピアサポーター登録制度について 報告者 当センター職員 ③事例検討(グループワーク) ④講義2「精神疾患の理解と対応」 講師 内海メンタルクリニック 院長 内海 晴美 氏
テーマ別研修会	①令和3年10月5日 13:30～15:15 (Web開催)	①114名	①講義「思春期の子どもたち」 講師 福島大学人間発達文化研究科 特任教授 安部 郁子 氏
	②令和3年12月17日 13:30～15:30 (Web開催)	②102名	②講義「思春期の子どもたち(2)」 講師 福島大学人間発達文化研究科 特任教授 安部 郁子 氏
	③令和4年2月28日 13:30～15:30 (Web開催)	③109名	③(1)伝達講習 ゲーム・インターネット依存症相談対応指導者養成研修を受講して 報告者 当センター依存症相談員 (2)講義「ネット・ゲーム依存症の回復とは～相談現場の実際を通して～」 講師 一般社団法人グレイス・ロード 生活支援員 坂本 拳 氏

地域ケア検討会	定例		
	令和3年5月20日	9名	精神保健福祉センターの来所及び電話相談についての事例検討 検討事例数 実13事例・延べ13事例
	6月2日	7名	
	9月9日	8名	
	11月18日	10名	
	1月13日	6名	
	2月3日	9名	
	計6回	計49名	

【学生実習】

ポラリス保健看護学院	3名
福島看護専門学校	45名
福島東稜高等学校看護専攻科	26名
福島県立総合衛生学院看護学科	8名
福島大学大学院人間発達文化研究科	2名
福島学院大学福祉心理学科	11名

【図書ビデオ等の貸し出し件数】

図 書	DVD
0件	0件

3 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行っています。

また、関係諸機関からの依頼に基づき、精神保健福祉に関連する研修会や会議等に職員を派遣しています。

(1) 技術援助・技術指導分類別内訳

区 分	技術指導・援助（延件数）													計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所		327	4	2	4			2		143		30	15	527
市町村		338	1	3	1			2		137		19	1	502
福祉事務所		32												32
医療施設		29	8		1					1		5	8	52
介護老人保健施設		7												7
障害者支援施設		86	1					1				1	8	97
社会福祉施設		12	1	1					1			1		16
その他		196	12	13	22		4	4		235	2	6	20	514
実施件数	0	1027	27	19	28		4	9	1	516	2	62	52	1747

(2) 職員の派遣及び関連会議等への出席状況

*オンライン参加も含む

ア 保健所等

依頼機関	内 容	担 当
県保健福祉事務所	精神保健福祉法の通報に伴う精神保健指定医の診察	医師
市保健所	生活保護医療給付要否意見書等審査会	医師
市町村	ケース会議	医師、保健師、心理判定員、精神保健福祉士、アウトリーチ推進事業専門員（医師、作業療法士）
	若者自殺対策事業	保健師、自殺対策連携推進員
	市町村自殺対策計画策定支援	医師、保健師、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員
	自殺対策事業打合せ	保健師、自殺対策連携推進員
	地域移行研修会	保健師
	ピアサポーター交流会	保健師
	会津障がい保健福祉圏域連絡会	保健師

イ 県部局等

依 頼 機 関	内 容	担 当
知事部局	精神疾患休職職員復職審査	医師、心理判定員
児童家庭課	特別障害児扶養手当等審査	医師
こども・青少年政策課	福島県青少年支援協議会代表者会議	精神保健福祉士
こども・青少年政策課	福島県再犯防止推進協議会	心理判定員
高齢福祉課	福島県介護予防市町村支援委員会	保健師
障がい福祉課	福島県精神科救急医療システム連絡調整委員会	医師
	福島県自殺対策推進協議会	医師
	自殺対策関連打合せ	保健師 自殺対策連携推進員
	精神科病院実地審査	医師
	D P A T 研修会・報告会	保健師、心理判定員
	被災者心のケア事業運営委員会	保健師
	精神保健福祉担当者会議	心理判定員、保健師
	福島県自殺対策推進協議会	医師
	福島県再犯防止計画策定委員会	心理判定員
	福島県自立支援協議会人材育成部会	保健師
コロナ心のケア関係	保健師 心理判定員	

ウ 教育委員会

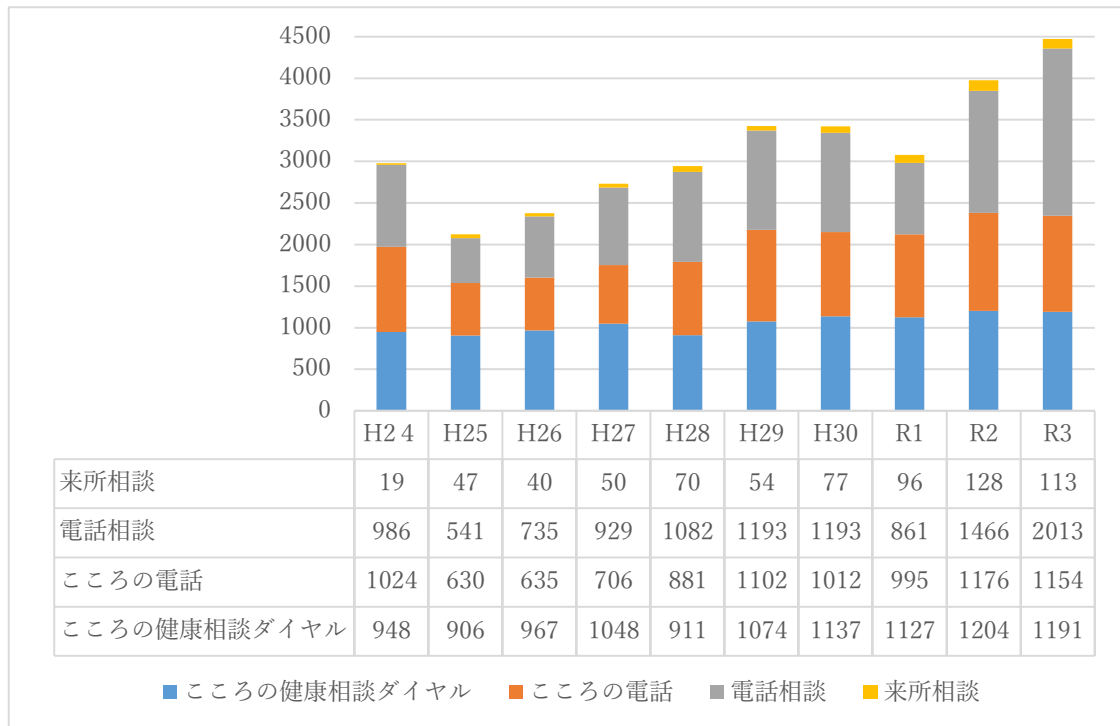
依 頼 機 関	内 容	担 当
福島県教育委員会	公立学校教職員神経・精神障がい審査委員会	医師
	若者自殺対策事業	医師、保健師、心理判定員、自殺対策連携推進員、基本計画策定支援員

エ その他の関係機関

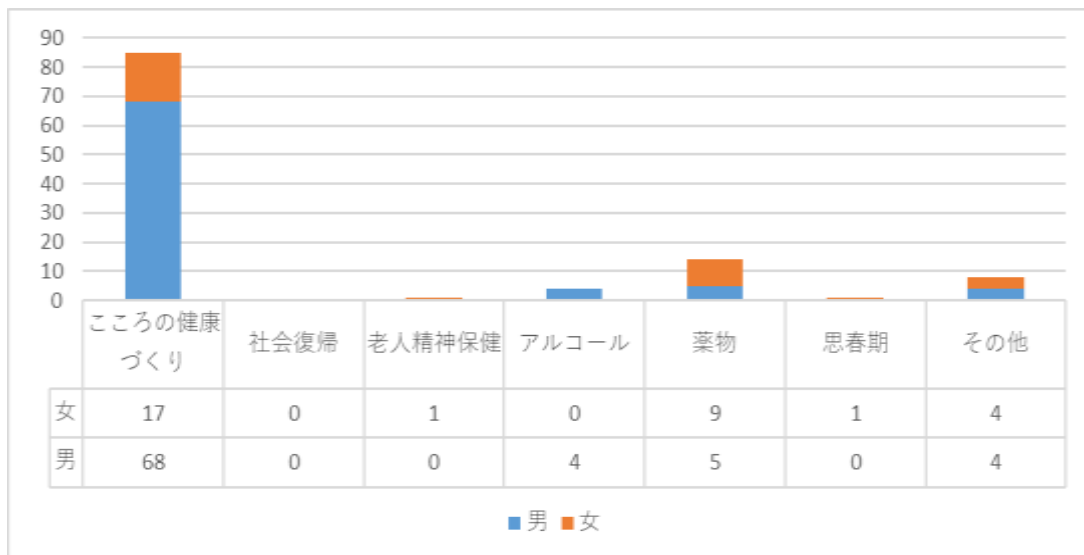
依 頼 機 関	内 容	担 当
福島県警察本部	被害者等支援連絡協議会	心理判定員
福島保護観察所	薬物事犯ステップアッププログラム	依存症相談員 心理判定員
	引受人会	保健師・依存症相談員
	心神喪失者等医療観察法ケア会議	保健師
	心神喪失者等医療観察制度運営連絡協議会	保健師
	心神喪失者等医療観察法福島保護観察所との運営打合せ	保健師
福島刑務所	福島刑務所研究授業	心理判定員 保健師 依存症相談員
特定非営利活動法人アイキャン	ピアサポーター活動支援事業理解促進研修会	保健師
ふくしま心のケアセンター	心のケアセンター運営委員会	医師
	心のケアセンター月例会議	総務
	心のケアありかた検討会	保健師
	アルコール対応力強化事業	保健師

4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況

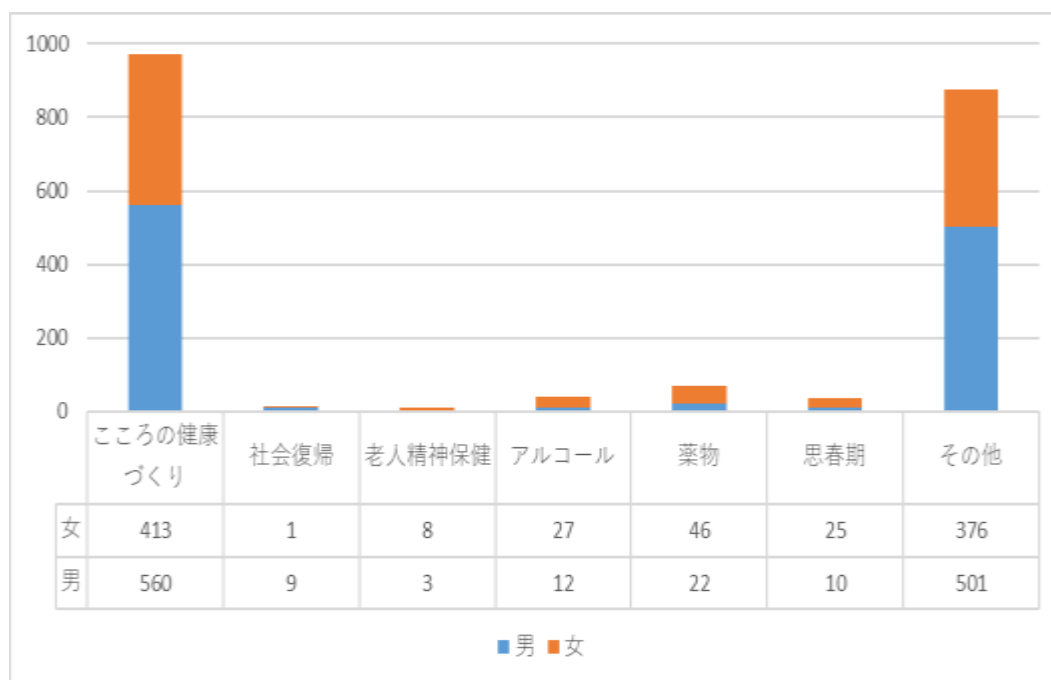
(1) 精神保健福祉相談(来所、センター代表電話・こころの電話・こころの健康相談ダイヤル)件数の推移(平成24～令和3年度)



ア 来所による相談(令和3年度)



イ センター代表電話への相談（令和3年度）



ウ こころの電話への相談（令和3年度）



エ こころの健康相談ダイヤルへの相談（令和3年度）



(2) 精神科救急情報センター事業

福島県では、緊急な治療を必要とする精神障がい者のため、本人や家族、消防、警察等からの精神科救急に関する相談を受け付け、緊急性を判断して、精神科救急医療を提供する医療機関の紹介、医療機関や関係機関との連絡調整、情報交換を行い、受診の指示や当座どうすべきかの助言を提供する精神科救急情報センター事業を実施しています。

当センターでは、平成28年度から専用電話を設置して、本事業のうち平日の日中における精神科救急相談に対応しております。平成31年度からは夜間(17:00~17:15)に受けた相談実績のみ国へ報告しています。

・相談受付日時 月曜日～金曜日まで（土日、祝日、年末年始を除く）8：30～17：15

・令和3年度相談対応件数 47件 うち 報告相談件数 3件

(3) 相談に付随する診療状況

センター内診療施設において行っています。

ア 診療受付状況

	男	女	計
初回診療者数	9	6	15
再診療者数	14	8	22
診療者総数	23	14	37

イ 診療処理状況

診療実件数	37	投 薬	院内	0
診療延件数	182		院外	93
相談助言指導	0			
診療に伴う諸検査数	8			
諸検査の内訳	脳波	0		
	心理	8		
	血液	0		

ウ 診断名、年齢別、性別、診療実件数

診断名	年齢	性別	≤10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	60<	計 (%)
			F0	症状性を含む器質性精神障害	男					
		女								
F1	精神作用物質による精神及び行動の障害	男								
		女								
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	男						1	1	2 (5.4%)
		女							2	2 (5.4%)
F3	気分(感情)障害	男				4	3	2	4	13 (35.1%)
		女			1	3	3	2	1	10 (27.0%)
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	男			1	1	1	1		4 (10.8%)
		女						1		1 (2.7%)
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	男								
		女								
F6	成人の人格及び行動の障害	男								
		女								
F7	精神遅滞	男					1			1 (2.7%)
		女								
F8	心理的発達の障害	男					2			2 (5.4%)
		女						1		1 (2.7%)
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	男								
		女								
G4	てんかん	男								
		女							1	1 (2.7%)
その他		男								
		女								
計		男			1	5	7	4	5	22
		女			1	3	3	4	4	15

5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

(1) みんなでつくる心の地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域をつくるには、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加・地域の助け合い・教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進める必要があります。

当センターにおいては、精神科医療機関職員を対象とした研修会や入院患者と精神障がい者ピアサポーターとの交流会を実施すると共に、精神障がい者ピアサポーターの活動体制整備や県委託事業に関する支援を行っています。

ア ピアサポーター活動支援研修

県内の精神科病院にピアサポーターの有効性を周知し活用促進を図るため、また、精神科病院内の入院患者の退院意欲を喚起するため、県内で登録している精神障がい者ピアサポーターを活用し、精神科病院職員等を対象とした研修会や入院患者との交流会を開催しています。

No.	日時	病院名	内容	参加者
1	令和4年1月20日(木) 15:00~16:10	雲雀丘病院 (Zoom開催)	講義「障がい福祉サービスの概要」 講師：相双保健福祉事務所 健康福祉部 障がい者支援チーム 田崎裕理氏 体験談発表者：ピアサポーター2名	15名
2	令和4年2月9日(水) 13:30~15:00	一陽会病院 (Zoom開催)	講義「障がい福祉サービスの概要」 講師：障がい者相談・地域活動支援センター ひびき 安田弘子氏 体験発表者：ピアサポーター2名	19名
3	令和4年3月11日(金) 13:30~14:30	会津西病院 (Zoom開催)	講義「障がい福祉サービスの概要」 講師：社会福祉法人会津療育会 障がい者相談支援事業所アガッセ 浅沼宏泰氏、井口矯氏 体験発表者：ピアサポーター3名	27名

イ 精神障がい者ピアサポーター活動支援体制整備

福島県では、平成23年度から実施している精神障がい者ピアサポーター養成研修会で養成されたピアサポーターの活動の促進を図るため、平成26年度から「精神障がい者ピアサポーター活動支援体制整備要領」を制定し、精神障がい者ピアサポーターの登録制度を開始しました。

当センターでは、ピアサポーター及びその支援機関である協力事業所の登録事務を実施し、登録情報をホームページに掲載しています。また、ピアサポーター事例集等により関係機関にピアサポーターの活動を周知しています。

(ア)登録情報の管理

① 登録制度の改正について

ピアサポーター登録後の状況を定期的に把握し、ピアサポーターとの連携強化と活動促進を図るため、ピアサポーター登録制度を2年ごとの更新制へ改正しました。また、登録している全ピアサポーターへ登録継続の意思確認を行い、登録情報の更新を行いました。

② 登録状況について (R4.3.31現在)

ピアサポーター登録者数 66人 協力事業所登録数 36ヶ所

(イ)ピアサポーター事例集による周知

下記事例集をホームページへ掲載、関係機関等からの問合せに応じて配布しました。

事例集の名称「精神疾患からのリハビリPart1～ピアサポーターの声～」

「精神疾患からのリハビリPart2～ピアサポーターを活用した事業事例集～」

(ウ)精神保健福祉瓦版ニュースへの掲載

県内のピアサポーターの活動を紹介するため、連載記事を掲載しました。

ウ 関係機関への支援

当センターでは、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のため、福島県内で実施されている各種事業に協力しております。

(ア) 福島県精神障がい者地域移行・地域定着促進検討会への協力

打合せへの参加、企画への協力等。

(イ) 地域移行ネットワーク強化研修及び各圏域検討会への協力

行政説明の実施等。

(ウ) ピアサポーター活動支援事業(県委託事業)への協力

打合せへの参加、企画への協力等。

(エ) 福島県自立支援協議会への協力

福島県自立支援協議会 人材育成部会へ部会構成員として参加。

福島県自立支援協議会へオブザーバーとして参加。

エ 心のサポーター養成事業

地域住民に対し、メンタルヘルスや精神疾患に対する正しい知識の普及啓発を図ると共に、精神疾患の予防や早期介入をはかるため、「こころサポーター養成研修」を実施しました。

NO	日時	開催場所	内容	参加者数
1	R4. 1. 17 13:00～15:00	Web 開催	講義：「こころのサポーター養成研修」 講師：島根県立心の体の相談センター所長 小原圭司 氏	19名 (一般住民、民生員、関係機関職員等)
2	R4. 2. 1 13:00～15:00	Web 開催	講義：「こころのサポーター養成研修」 講師：茨城県立こころの医療センター 中根 美和 氏	21名 (一般住民、民生員、関係機関職員等)
3	R4. 2. 17 13:00～15:00	Web 開催	講義：「こころのサポーター養成研修」 講師：茨城県立こころの医療センター 中根 美和 氏	31名 (一般住民、民生員、関係機関職員等)

※各回同じ内容で実施。

(2) 精神障がい者アウトリーチ推進事業

当センターでは、平成30年7月より精神障がい者の地域生活の定着を促進するための支援体制を構築することを目的として「福島県精神障がい者アウトリーチ推進事業」の実施を開始しました。居宅生活を送っている精神障がい者で、未受診・受療中断・病状不安定等により日常生活の危機が生じている支援対象者に対して、多機関・多職種チームによる地域生活継続のための支援を実施しております。

ア 個別支援の実施

支援対象者 19名 (R3. 4. 1～R4. 3. 31支援実数)

(内訳 未受診3名、受療中断15名、病状不安定1名)

ケース会議への出席 101回

アセスメント同行訪問 10回

継続的同行訪問 78回

イ 研修会の開催

アウトリーチ推進事業従事者の資質向上を図り、地域における支援力の向上と多機関ネットワークによるアウトリーチ支援の普及を目指すことを目的に研修会を開催しました。

NO	日時	開催場所	内容	参加者数
1	令和3年10月 13日(水) 13:30～15:30	Web 開催	講演 「精神障がい者のアウトリーチ支援と措置入院者退院後支援の連携を考える」 講師 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部 地域・司法精神医療研究部長 藤井 千代 氏	125名
2	令和4年1月 12日(水) 13:30～15:30	Web 開催	講演 「家族を交えて本人を支援していく～明日から活用できる家族支援～」 講師 訪問看護ステーションみのり 統括所長 小瀬古 伸幸 氏	159名

ウ 評価検討委員会の開催

関係機関（行政、医療機関、障がい福祉サービス事業所、当事者会、家族会等）との活動状況評価・検討を行い、地域における支援力の向上と多機関ネットワークによるアウトリーチ支援の普及に向けた協議を行うために評価検討委員会を開催しました。

- (ア) 日 時 令和4年3月9日(水) 14:00～15:30
 (イ) 場 所 精神保健福祉センター デイケア室 (Web 開催)
 (ウ) 内 容
 1. 報告「今年度のアウトリーチ推進事業の実施について」
 福島県精神保健福祉センター 保健技師 舟田 莉佳
 2. ディスカッション・意見交換
 進 行 アウトリーチ推進事業専門員 医師(県立矢吹病院 医師) 照井 稔宏
 (エ) 参加者 19名

また福島県では、県内相双地域における「震災対応型アウトリーチ推進事業」を「NPO 法人 相双に新しい精神医療保健福祉システムをつくる会」に業務委託して実施しております。

6 自殺対策関連事業

(1) 市町村人材育成事業

- (ア) 第1回
 日 時 令和3年5月27日(木) 13:30～16:00
 開催方法 Zoomによるオンライン会議及び研修会
 参加者 55名
 内 容 ①行政説明Ⅰ「令和3年度福島県自殺対策事業について」
 説明者 福島県庁 障がい福祉課担当者
 Ⅱ「令和2年度分「自殺対策推進状況調査」「確認シート」の実施について」
 説明者 福島県自殺対策推進センター職員
 ②講義1 「インターネットを活用した相談」
 講師 特定非営利活動法人OVA代表理事 伊藤次郎氏
 講義2 「市町村で自殺対策を進めるために」
 講師 福島県精神保健福祉センター 所長

③グループワーク・全体共有「今年度の事業計画とコロナ禍における工夫」
「自殺対策を進める上で困難だと思うこと」

(イ) 第2回

日 時 令和3年11月4日(木) 13:30~16:10

開催方法 Zoomによるオンライン会議及び研修会

参加者 61名

内 容 ①行政説明「自殺に関する統計データと仲良くなろう！」

説明者 福島県自殺対策推進センター職員

②講演 「自殺対策を全庁的かつ庁内外連携を密にして取組むためのポイント」

(1)「自殺対策と重層的支援体制整備事業(事例による包括的支援体制)について」

講師 厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センター 佐藤博氏

(2)「教育委員会と連携した自殺対策事業の取組について」

講師 厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センター 与儀恵子氏

③グループワーク・全体共有「自殺対策における庁内外連携の状況と課題」

イ 市町村自殺対策計画策定及び進行管理への支援

平成28年改正の自殺対策基本法において、全ての市町村に自殺対策計画の策定が義務化されたため、平成30年度に作成した「市町村自殺対策計画策定に係る支援方針」により、市町村における自殺対策計画の策定及び進行管理について、市町村及び保健福祉事務所に対して必要な支援及び情報提供を行いました。

○市町村自殺対策計画策定済み市町村数(令和4年3月末現在) 51市町村(86.4%)

(ア) 保健福祉事務所への支援

○会津保健福祉事務所

市町村計画素案への意見(猪苗代町)

(イ) 市町村への支援

計画見直しに関する支援(双葉町)

ウ 若者自殺予防事業

福島県における若年層の自殺の状況としては、ほぼ全国と同程度の自殺死亡率となっていますが、全国の自殺死亡率と比較し統計的に有意に高くなる年もあり、福島県においても若年層の自殺は依然、深刻な問題であり、喫緊な対応が求められている状況にあります。

また、自殺は男女ともに20歳を境に増加することから、現在の自殺を予防するだけでなく将来を見据えた自殺予防を目指し、当センターでは、平成27年度から若年層に対する事業を強化し実施しています。

(ア) 若者自殺予防教育に関わる人材育成研修会

学校における自殺予防教育に対応できる人材を育成するために、基本的知識や技術の習得を図る研修会を開催しました。

日 時 令和3年8月18日(水) 13:30~16:10

開催方法 Zoomによるオンライン研修会

参加者 51名

内 容 ○講演 「子どもの自殺の急増と自殺予防教育の実際」

講師 中央大学人文科学研究所 客員研究員(元防衛医科大学校 精神看護学講座 教授)
高橋聡美氏

○情報提供 「『自殺予防教育のための指導者の手引き』について」

説明者 精神保健福祉センター担当者

○情報交換・全体共有 「若者自殺予防に関する取組みと課題」

(イ) 自殺予防教育に関する教材及び若者自殺予防啓発用グッズの配布

福島県教育委員会と共同で作成した教材(令和2年度に県内の全高等学校等へ配付)を追加配付しました。

また、援助希求や援助提供等の自殺予防に必要な知識や適切な相談窓口を普及啓発するため、若者自殺予防啓発用グッズを配布しました。

- ① 「ストレス対策ガイドブック（高校生）2020 自殺予防教育のための指導者の手引き」の配付
配布先 福島県いわき湯本高等学校遠野校舎
配付数 2部
- ② 「ストレス対策ガイドブック（高校生）2020」
配布先 福島県立郡山高等学校
配付数 1部
- ③ その他、希望のあった保健福祉事務所、市町村等の関係機関や研修会等において配布
配布グッズ 「こころりらっくすクリアファイル」「こころりらっくすノート」
「こころりらっくすふせん」「こころりらっくすシール」

(ウ) 当センターへの学生実習生を対象とした事業

- ① 実施回数 4回
- ② 内 容 講話「自殺の現状と自殺予防」
講師 福島県自殺対策推進センター 自殺対策連携推進員
- ③ 受講者数 119名
(ポラリス保健看護学院 3名、福島看護専門学校 45名、福島県立総合衛生学院看護学科 45名
福島東陵高校看護専攻科 26名)

(2) 対面型相談支援事業（自殺未遂者サポート事業）及び自死遺族等の相談支援

ア 自死遺族及び自殺未遂者等への支援リーフレットの配布

研修会、自殺対策メールマガジン等で紹介し、希望があった市町村や関係機関に配付しました。
配布リーフレット 「大切な人を突然に亡くされた方へ」 2,749部

イ 自助団体（自死遺族等支援）への支援

自助団体活動の周知：リーフレットの設置、自殺対策メールマガジンにて相談窓口紹介

ウ 保健福祉事務所、企業等への技術支援

自死遺族及び支援者、従業員等への対応に関する支援（電話・メール、リーフレット送付等）

(3) こころの健康相談ダイヤル

自殺に関連する電話相談を行うための専用電話を確保し、自殺予防のための相談体制の充実強化を図っています。また、この専用電話の電話番号を内閣府が設定している全国共通の電話番号とし、より多くの人が相談しやすい体制を整備しています。

- ① 名称 こころの健康相談ダイヤル
- ② 開設 平成21年9月～
- ③ 受付時間 平日(月～金) 9:00～17:00
18:30～22:00 (民間団体対応)
- ④ 相談内容 自殺関連、心の健康、精神疾患に関する相談
- ⑤ 相談員 保健師、看護師
- ⑥ 相談件数 1,191件 (内訳 P8 こころの健康相談ダイヤルへの相談のとおり)

(4) 普及啓発事業

自殺対策関連のグッズを作成し関係機関へ配布しました。

各種リーフレットは精神保健福祉センターのホームページに掲載しています。

<令和3年度作成>

目指そう、聞き上手 クリアファイル 25,000部

<ホームページ掲載>

- ① 生徒への自殺予防授業用テキスト 「ストレス対策ガイドブック（高校生版）」
- ② 指導者のための自殺予防テキスト 「学校における自殺予防（平成30年版）」
- ③ 指導者のための自殺予防テキスト
「ストレス対策ガイドブック（高校生）2020 自殺予防教育のための指導者の手引き」
- ④ 市町村で自殺対策を進めるためのマニュアル 「市町村で自殺対策を進めるために」
- ⑤ 若者の自殺対策に関わる支援者のためのテキスト 「若者の心を支える」
- ⑥ 相談窓口案内リーフレット 「ひとりで悩んでいませんか 相談機関のご案内」
- ⑦ 自死遺族、突然死・予想外の死の遺族支援リーフレット 「大切な人を突然亡くされた方へ」
- ⑧ うつ病予防パンフレット 「あなたのこころは元気ですか？～うつ病への気づきと対応～」
- ⑨ 薬物関連リーフレット 「薬物の問題で悩んでいませんか？」
- ⑩ 「誰でもゲートキーパー」
- ⑪ アルコール関連リーフレット 「お酒の量が増えていませんか？」
- ⑫ アルコール関連リーフレット 「家族のアルコール問題で困っていませんか」
- ⑬ 社会資源情報ハンドブック2022

(5) 自殺対策のための情報交換メール(情報収集・提供)

自殺対策において、自殺対策関係者（市町村・保健福祉事務所）がどんな情報を必要としているかニーズを把握し、時宜に応じた情報提供や助言を行っています。

また、情報を自殺対策関係者（支援者）間で共有することにより、支援者の問題意識の醸成と知識の向上を図り、自殺対策事業の推進に役立っています。

ア 定期的メールによる情報提供

令和2年度に引き続き、「自殺対策メールマガジン」を6～8週に一度（計7回）発行しました。

自殺対策に関するテーマの特集記事と、アディクションのページを主に掲載。自殺対策に関する研修会後は、実施報告を掲載。

【特集】「生命の安全教育」～性暴力・性犯罪の予防～、自殺対策の段階～自殺総合対策大綱より～、令和2（2020）年における福島県の自殺の傾向～自殺関連指標を計算するためのExcelシートより～、好ましい聞き方・好ましくない聞き方、ストレス対策教育の効果、相談を受けるときに大切な「バウンダリー」、話を受け止める

【アディクションのページ】ギャンブル等依存症啓発週間、「ハームリダクション」について、刑事施設でのギャンブル依存症回復プログラム、オーストラリアの施設を見学して、物質使用障害治療プログラムSMARPP(スマープ)、アディクションスタッフミーティング（精神保健福祉センター主催で隔月開催）の報告、コロナ禍における薬物依存

【研修会実施報告】市町村自殺対策主管課長及び担当者会議・研修会
若者自殺予防教育における人材育成研修会

イ 随時のメールによる情報提供・助言

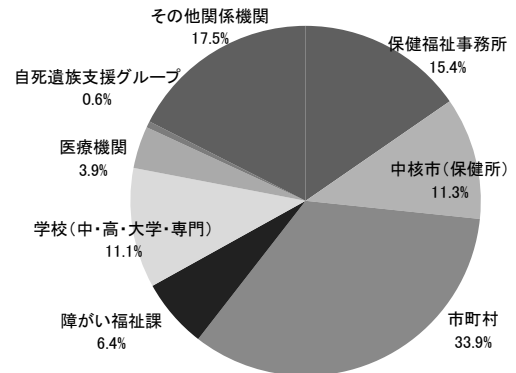
メール・電話による問い合わせを受け付け、回答しました。

前年度と比較して問合せ件数が増加しました。相談延数では、学校からの相談件数が2倍以上になりました。また、その他関係機関（相談支援事業所、障がい福祉課以外の県の部局等）からの相談が2.5倍になりました。

相談内容では、パンフレット関係・その他が増加しました。自殺対策計画策定が完了した市町村が85%を超えたことから、統計関係・計画策定に関する相談件数の割合は減少したと考えられます。

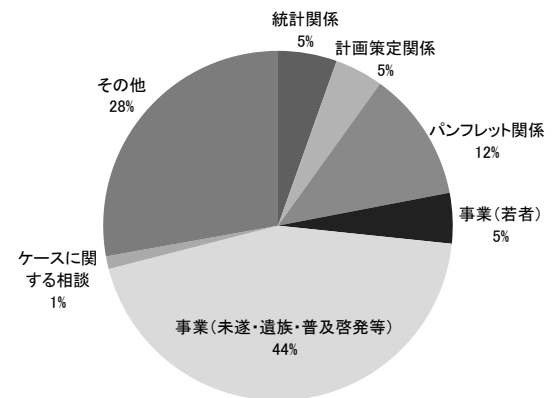
問合せ機関	実 (件)	延 (件)
保健福祉事務所	59	79
保健所 (中核市)	46	58
市町村	55	174
障がい福祉課	27	33
学校 (中・高・大学・専門、養護教諭)	47	57
医療機関	15	20
自死遺族支援グループ	3	3
その他関係機関	68	90
合計	320 (前年 269)	514 (前年 420)

(R4.3月末)



相談内容	実 (件)	延 (件)
統計関係	22	28
計画策定関係	15	23
パンフレット関係	42	62
事業 (若者)	15	24
事業 (未遂・遺族・普及啓発等)	141	228
ケースに関する相談	5	6
その他	80	143
合計	320 (前年 269)	514 (前年 420)

(R4.3月末)



(6) 自殺対策事業の技術支援 (自殺対策計画策定支援、若者自殺予防事業を除く)

ア 保健福祉事務所が主催する自殺対策の研修会・会議への協力、情報提供等 (依頼により実施)

(ア) 相双保健福祉事務所

自殺対策事業の打ち合わせ (令和3年6月10日)

(イ) 県北保健福祉事務所

自殺対策事業の打ち合わせ (令和3年7月2日)

イ 障がい福祉課が主催する自殺対策の会議への協力、情報提供等 (依頼により実施)

(ア) 福島県自殺対策推進行動計画見直しに関する助言 (令和3年7月20日)

イ 障がい福祉課が主催する自殺対策の会議への協力、情報提供等（依頼により実施）

(ア) 福島県自殺対策推進行動計画見直しに関する助言（令和3年7月20日）

7 特定相談事業

(1) 特定相談窓口の設置

思春期精神保健及びアルコール関連問題に関する総合的な相談指導等を行うことにより、相談者の精神的健康の保持増進及び諸問題の解決を図っています。

対象 不登校、ひきこもり、対人関係、アルコール関連等に関する問題を抱えている者（本人・家族等）

- ①開催日 主に第2、第4木曜日 13:00～16:00（予約制） 18回
- ②場所 精神保健福祉センター
- ③相談員 精神科医（非常勤医師）、保健師、心理判定員
- ④相談件数 9件
 - 相談内容 思春期5件 アディクション2件 社会復帰1件 心の健康づくり1件
 - 相談者 本人のみ3件 家族のみ2件 本人と家族3件 本人と支援者1件
 - 相談結果 助言終了9件

(2) 思春期精神保健セミナー

思春期の時期に抱える心理面の問題に対して、広く県民の理解の促進を図ることにより地域精神保健の向上に資することを目的として行っています。（対象者 一般県民及び関係者）

- ①日時 令和3年8月6日（金） 13:30～15:30
- ②開催方法 ZOOMによるウェブ開催
- ③内容 講演「思春期のネット・ゲーム依存を考える～当事者を支えるためにできること～」
講師 「子どものネットリスク教育研究会」 本間 史祥 先生
- ④参加者 66名

8 薬物関連相談事業

(1) 薬物関連専門相談窓口の設置

薬物による精神障がい者やその家族に対して専門の相談員を配置し、個別相談指導を行うとともに、薬物関連問題の早期対応に努め、医療機関をはじめ関係機関等への紹介等を行っています。

（対象者 薬物依存症者及び家族）

- ①日時 原則毎月第2水曜日奇数月 11回
第3木曜日 9回
- ②場所 精神保健福祉センター
- ③相談員 精神科医（非常勤嘱託医1名）、回復施設スタッフ（1名）
- ④相談件数 実26件 延べ47件

(2) 薬物家族教室の開催

薬物乱用・依存の問題を抱える家族を対象に、家族自身の回復を図るため、薬物依存症についての正しい知識、問題解決方法を学ぶとともに、家族同士の交流を目的に行っています。

精神保健福祉センター

- ①日時 毎月第3木曜日 13:30～15:30
- ②開催回数 9回（コロナ感染状況により開催見合わせ2回）
- ③内容 CRAFTプログラムによるセッションおよびグループミーティング
- ④参加者 実18名、延べ100名

9 依存症相談拠点事業

国が定める依存症対策総合支援事業実施要綱に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する相談の拠点を精神保健福祉センター内に設置した。(令和2年4月1日)

実施体制として、依存症相談員を配置し、医療機関、民間団体・回復施設、関係機関との十分な連携体制を整備し、依存症関連問題に対応する。

(1)ギャンブル関連相談事業

ギャンブルの問題を抱える当事者及び家族支援として、下記の事業を行いました。

(ア) ギャンブル障がい当事者の回復支援

・SAT-G (島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム)

①日 時—毎月第3火曜日 13:30～15:00 (2クール実施 (1クールは全5回))

②場 所—精神保健福祉センター

③参加者数 参加者数—実6人 延べ36人

・SAT-G ライト (島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム・ライト)

①日 時—随時 (3クール実施 (1クールは全3回))

②場 所—精神保健福祉センター

③参加者数 参加者数— 当事者 実3人 延べ5人

支援者 実3人 延べ5人

(イ) ギャンブル家族ミーティング

①日 時 毎月第2木曜日 13:30～15:30

②場 所 精神保健福祉センター

③内 容 CRAFT教材を用いたプログラムとミーティング

④開催回数 5回 (隔月開催)

⑤参加者数— 実11人 延15人

(2)アディクション関連相談スタッフミーティング

ミーティングの目的

■関係機関におけるアディクション関連問題への取り組み状況の共有と地域で支えるネットワークづくり・顔の見える関係づくり

■アディクション、依存症関連問題の理解促進

■依存症当事者・家族へのタイムリーな支援体制の検討

■相談支援者等の自己研鑽と支援にあつてのストレス軽減

①対 象：県相談機関、国司法関係機関、県内精神科病院、相談支援事業所等の支援者

②場 所：福島県精神保健福祉センター デイルーム

	開催日・参加者	実施内容
1	令和3年6月10日 参加者：42名	(1) 自助グループを知ろう！ ・県内の自助グループ紹介 依存症相談拠点依存症相談員 福島お達者くらぶ (摂食障害からの回復を願う人の集まり) の会福島 AA (アルコール依存症からの回復を目的としたグループ)

		AA 福島地区、磐梯ダルクリカバリーハウス (2) 情報提供
2	令和3年8月12日 参加者： 42名	(1) 講演 「支援者が“ギャンブル”にとらわれない支援の実際」 ～柔軟な切り口で依存問題をとらえ支援を考える～ 講師 浦和まはろ相談室 代表 高澤敏彦 (2) 事例提供
3	令和3年10月14日 参加者： 32名	(1) 情報提供 「福島県の薬物乱用の現状と取り組み」 講師 薬務課 (2) 講演「ハームリダクションができること」 ～生きづらさや痛みに寄り添い伴走する支援～ 講師 日本薬物政策アドボカシーネットワーク 代表 上岡陽江 先生
4	令和3年12月9日 参加者： 30名	(1) 講演「自殺の予防とリスクの早期発見のための大切な土台」 講師 福島県自殺対策連携推進員 (2) 情報提供「自殺対策のための相談マニュアル」からの対応のヒント (3) 情報交換
5	令和4年2月10日 参加者： 名	*コロナウイルス感染拡大のため中止
	計 146名	

10 精神保健福祉協力組織の育成

地域住民による組織的活動の向上を図るため、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

精神保健福祉関係組織	一般社団法人福島県精神保健福祉協会 各種自助グループ、アディクション関連（薬物、アルコール、ギャンブル、共依存等）、自死遺族等
------------	--

	患者会	家族会	断酒会等 依存症の自助団 体、グループ	その他
支援回数等	3	0	6	3

11 福島県精神医療審査会事務（精神保健福祉法第12条に基づく審査会）

精神医療審査会は、適正な医療及び保護するために、患者本人の意志によらない入院や行動の制限等を行わなければならない場合があるという精神医療の特殊性を踏まえ、医療の提供及び人権の擁護の観点から入院の必要性についての適否及び患者の処遇について審査を行っています。

(1) 審査会の体制

- ①委員数 20名（医療委員12名、法律委員4名、学識委員4名）
 予備委員数 26名（合議体に属さず、退院請求の意見聴取を行う委員／医療委員13名、法律委員6名、学識委員7名）
- ②合議体数 4合議体
- ③審査会開催数 2回／月（毎月第2・第4水曜日）
- ④全体会開催数 1回／年

(2) 届出書類の審査状況

項目 種類	件数	引き続き現在の入院 形態での入院が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院の継続は 適当でない	定期の報告等に 係る審査保留
医療保護入院者の入院届	2,604	2,604	0	0	0
措置入院者の 定期病状報告書	9	9	0	0	0
医療保護入院者の 定期病状報告書	1,575	1,575	0	0	0
合計	4,188	4,188	0	0	0

(3) 退院等請求

	請求 件数	入院形態		請求区分		性別		取下 件数	意見聴取		審査 件数	未処 理
		医療 保護	措 置	退 院	処 遇 改善	男	女		実施 件数	書面 件数		
平成29年度受理	49	44	5	41	8	37	12	17	26	6	31	1
30年度受理	51	50	1	42	9	36	15	7	35	8	43	1
31年度受理	43	37	6	36	7	31	12	13	26	3	31	2
令和2年度受理	54	51	5	49	5	35	19	19	31	6	34	5
3年度受理	60	52	8	52	8	33	27	16	37	4	46	3

(4) 実地審査との連携

①実地審査対象者の選定

合議体は実地審査対象者を選定し、知事に報告をします。 対象者選定病院数 29病院

②実地審査結果についての審査

知事は実地審査結果について合議体に報告し、合議体は実地審査において「要検討」とされた案件について審査を行っています。審査終了後は、知事に対して審査結果を報告しています。 審査件数 1件

12 災害時精神医療体制整備事業

(1) 災害派遣精神医療チーム (DPAT)

福島県では、大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム (DPAT) の派遣に向けた研修開催のほか、国DPAT事務局主催訓練・研修会等への参加や、有事対応体制・資機材等の整備を進めております。

(2) 災害等発生時の心のケア事業

新型コロナウイルス感染症に関する心のケア

新型コロナウイルス感染症流行に伴って生じる不安感やストレスに対して、精神保健上の相談支援や、地域における心のケア体制の確保等を行いました。

①相談支援

・心のケア支援員等による相談対応 相談件数 274件

②地域における心のケア体制の確保

③関係機関との連携・技術支援

④研修・広報

13 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療 (精神通院医療) の判定及び承認

(1) 精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定事務 (精神保健福祉法第45条第1項)

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がい状態にあることを認定することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることで、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

①年間申請件数 8,789件

②年間交付件数

	1 級	2 級	3 級	合 計
令和3年度	734	4,637	3,309	8,680

③不承認件数 109件

④年度末手帳所持者数

	1 級	2 級	3 級	合 計
令和3年度	1,431	8,927	6,457	16,815

(2) 自立支援医療 (精神通院医療) の支給認定 (障害者総合支援法第52条第1項)

障害者総合支援法に基づき、精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。入院医療費は対象になりません。

①年間申請件数 (うち新規件数) 28,672件 (2,541件)

②承認件数 28,672件

③不承認件数 0件

④年度末所持者数 30,315人

Ⅲ 参考資料

1 精神科病床を有する病院数、入院患者数

精神科病床を有する病院数、入院患者数

令和3年6月末現在

設置主体別	病院別	精神科病院		一般病院		総精神 病床数	指定 病床数	病 床 普及率 (人口万対)	病床利用	
		病院数	病床数	病院数	病床数				入院 患者数	利用率
総 数	31	23	5,375	8	885	6,260	176	34.1	4,533	72.4
県 立	2	1	196	1	49	245	0	1.3	302	123.3
指定病院	21	19	4,841	2	454	5,295	176	28.9	3,879	73.3
そ の 他	8	3	338	5	382	720	0	3.9	352	48.9

(注) 1 指定病院とは、精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院をいう。

(注) 2 人口万対は、平成31年10月1日現在人口による。

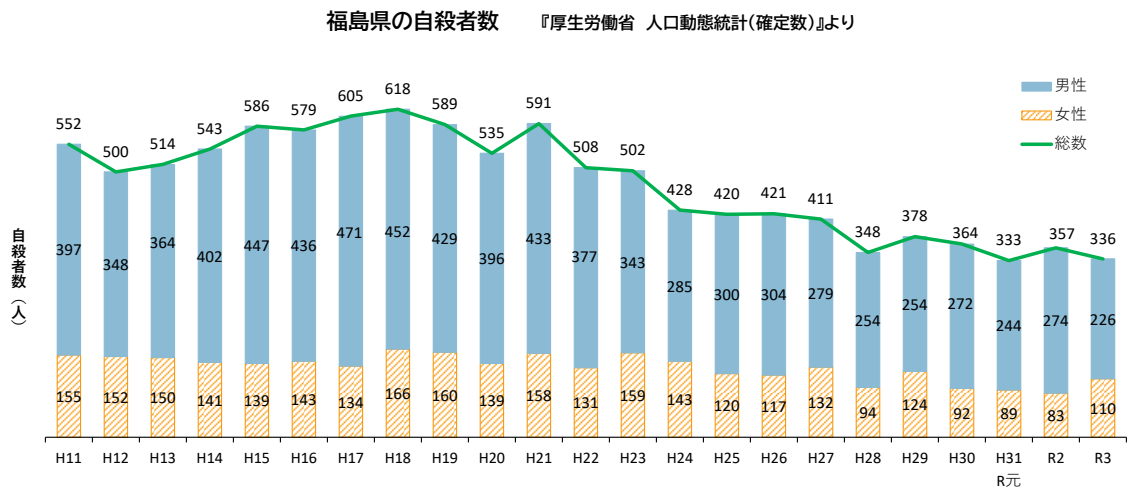
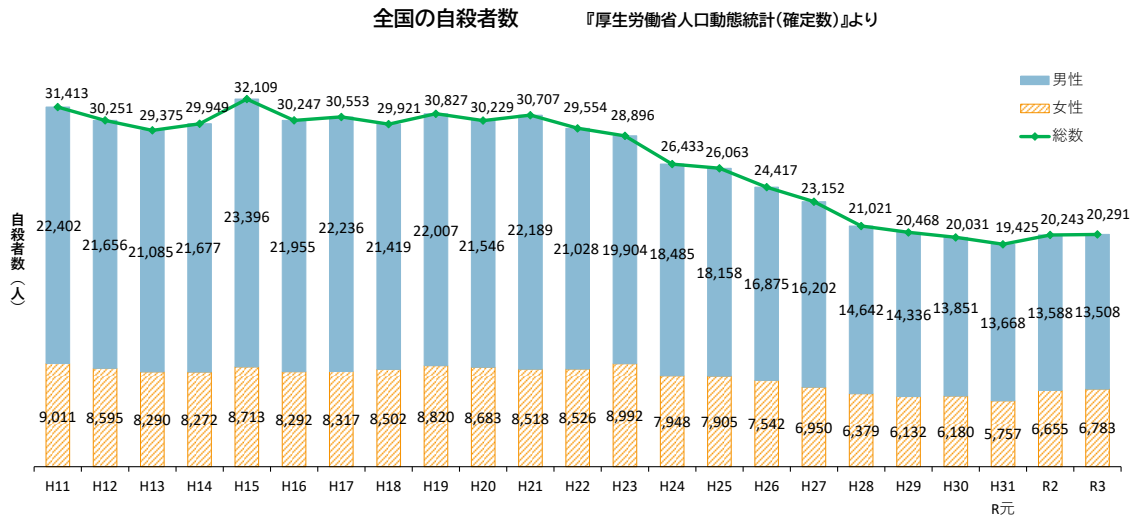
出典：令和3年度精神保健福祉関係資料

項 目	総 数	男 性			女 性			措置 入院 者数 (再掲)
		20歳未満	20歳以上 65歳未満	65歳以上	20歳未満	20歳以上～ 65歳未満	65歳以上	
統合失調症、統合失調症型障害	2,334	2	590	592	4	471	675	6
気分(感情)障害	399	1	72	86	7	82	151	4
症状性を含む器質性精神障害	1,081	-	59	431	-	24	567	-
アルツハイマー病型認知症	607	-	14	225	-	7	361	-
血管性認知症	112	-	5	59	-	1	47	-
上記以外の精神障害	362	-	40	147	-	16	159	-
精神作用物質による精神障害	110	-	38	56	-	9	7	2
アルコール使用による精神障害	98	-	33	54	-	6	5	1
覚せい剤による精神障害	7	-	4	1	-	2	-	1
上記以外の精神障害	5	-	1	1	-	1	2	-
神経症性障害、ストレス関連障害	81	1	11	17	5	28	19	-
パーソナリティ障害	13	-	2	3	1	3	4	-
精神遅滞(知的障害)	181	-	71	31	-	45	34	-
てんかん	54	-	21	11	-	7	15	-
その他	14	-	2	5	-	1	6	-

出典：630調査(令和3年6月30日)

3 自殺者数の推移

(平成9 - 令和3年 全国・福島県)



令和3年度

福島県精神保健福祉センター所報（第50集）

発行日 令和4年12月
発行 者 福島県精神保健福祉センター
〒960-8012 福島市御山町8番30号
TEL (024) 535-3556
FAX (024) 533-2408
E-mail seishohokenfukusisenta@pref.fukushima.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>